

香川県長期ごみ処理広域化・集約化計画（仮称）策定に係る基礎調査業務委託仕様書

1 目的

県では、「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（平成 31 年 3 月 29 日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知）」を受けて、令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間を計画期間とした「香川県ごみ処理広域化・集約化計画（令和 4 年 3 月、以下「現計画」という。）」を策定し、県下を 4 ブロックに区分し、ごみ処理の広域化・集約化を推進してきた。

今般、環境省から「中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（令和 6 年 3 月 29 日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知、以下「令和 6 年国通知」という。）」により、人口減少が進行しつつある中、プラスチック等の資源循環強化、気候変動対策の推進等の観点から、中長期的な視点での安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の確保が求められている。

本業務は、令和 6 年国通知を踏まえ、令和 32 年度までを計画期間とする新たな「香川県長期ごみ処理広域化・集約化計画（仮称）」策定の基礎資料とするため、本県における一般廃棄物の排出量等の将来推計値に基づき、ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化に関する検討及びその効果の推計を行うことを目的とする。

2 業務の名称

香川県長期ごみ処理広域化・集約化計画（仮称）策定に係る基礎調査業務

3 委託業務期間

契約締結日から令和 8 年 2 月 27 日まで

4 業務の内容

令和 6 年国通知、現計画等を踏まえ、令和 32 年度までの期間を対象とした香川県長期ごみ処理広域化・集約化計画（仮称）策定に必要な基礎調査を実施する。具体的には以下の業務を行うものとする。

(1) 状況整理

現在稼働中のごみ処理施設の稼働状況、処理能力、老朽化状況等を把握し、各施設の更新計画を整理する。

(2) ブロック割候補の検討

現行の 4 ブロック割を基本としつつ、人口、ごみ収集量、処理能力、地理的要因等を踏まえ、2 パターンのブロック割候補を示す。

(3) 将来推計の実施

令和 6 年度香川県廃棄物処理計画策定に伴う一般廃棄物排出量等の将来推計及び産業廃棄物減量化・リサイクル状況（処分実績等）調査業務委託契約により算定した一般廃棄物排出量等の将来推計値（以下、「令和 6 年度将来推計値」という。）を活用し、(2) で設定したブロック割における各ブロックの排出量、資源化量、最終処分量等の将来推計を行う。

(4) 広域化・集約化による施設規模の整理

令和 6 年度将来推計値を活用し、(2) で設定したブロック割において、各ブロックで必要となる処理施設の規模・能力を算出する。

(5) 広域化・集約化の効果推計・比較分析

広域化・集約化により得られる効果について、現在の廃棄物処理体制を継続した場合と広域化・集約化を実施した処理体制を比較し分析する。比較・分析項目は、令和 6 年国通知による広域化・集約化の必要性を踏まえ、以下の項目とする。

なお、広域化・集約化による収集範囲の拡大によって、収集運搬費や温室効果ガスの排出量が増加する可能性があることから、中継施設の設置等を含め、最も合理的と考えられる収集運搬体制を検討したうえで、収集運搬費等を算出し、廃棄物処理全体での評価が可能となるよう検討を行うものとする。

また、リサイクル率については、全市町が容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号）及びプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和 3 年法律第 60 号）に基づく分別収集と再資源化に取り組むことを前提とし、一般廃棄物全体に対する割合とともに、品目別リサイクル率の推計を行うものとする。

データ入力・集計・解析の書式等は、委託者（以下「県」という。）と協議の上、受託者において作成するものとする。

（比較・分析項目）

広域化・集約化の必要性 （令和 6 年国通知）	比較・分析項目
持続可能な適正処理の確保	・ ごみ処理事業経費（施設整備費、維持管理費、収集運搬費）
気候変動対策の推進	・ 温室効果ガス排出量（施設の稼働及び収集運搬に伴う排出量）
資源循環の強化	・ エネルギー回収量、リサイクル率
その他	・ 必要と認められる事項

(6) 推計ツールの作成

(5) における効果推計・比較分析に関して、今後市町が一般廃棄物の組成調査を行った場合に得られた品目ごとの割合を基に、より精緻なリサイクル率の効果推計・比較分析が可能になるツール。なお、当該推計ツールは Excel 形式で、計算過程が明快で本県職員が容易に作業（修正含む）できる計算表とし、推計が見やすく、タイムラグが少なく、マクロを使用せず簡素かつ精度の高いものとする。

5 業務着手前に提出する書類等

次に示す書類等を、内容をあらかじめ県と協議、精査したうえで提出する。

- ・業務工程表
- ・業務実施計画書
- ・必要に応じて県が指定する書類

6 業務完了時に提出する書類等（成果品）

提出すべき成果品は、次のとおりとする。なお、その内容については、あらかじめ県と協議、精査したものとする。

※ 電子データは、Microsoft Windows 10 pro 上で稼働する Microsoft Word 2016 及び Microsoft Excel 2016 若しくはこれと完全互換性のあるソフトウェアで作成すること。

(1) 報告書 A4版 4部

※ 報告書は、現計画「香川県ごみ広域化・集約化計画」の体裁を踏まえ、新たな計画に掲載可能な体裁として整理したものを作成すること。

(2) 報告書概要 A4版 4枚程度

※ 報告書の主な内容を簡潔にまとめた概要資料とし、県内関係者への説明や公表資料として活用できるものとする。

(3) 推計ツール

(4) 収集資料その他指示するもの 一式

(5) 上記（１）、（２）、（３）、（４）のデータを記録したCD-R 1枚

7 留意事項

(1) 県から貸与できる資料は、次のとおりである。貸与された資料は、業務完了時に全て返却する。

○香川県廃棄物処理計画策定に伴う一般廃棄物排出量等の将来推計業務報告書

（推計項目：混合ごみ、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ、その他ごみ等）

※なお、容器包装プラスチック、プラスチック使用製品廃棄物等の品目別の推計データは県から貸与しない。

(2) 受託者は、県と十分な打合せを行うとともに、令和7年10月末に中間報告を行う。

(3) その他

① 受託者は、契約時、資料貸与時、中間報告時、その他必要時に来課の上、打ち合わせを行うものとし、来課時の費用については、受託者の負担とする。

② 本調査の集計及び推計等にあたっては、「広域化・集約化に係る手引き」（環境省ウェブサイト上に掲載）を参照し、使用した指標、推計方法を明らかにすること。また、計算ミス、転記ミスが発生しないように、十分にチェックすること。

③ 受託者が資料の貸与を受ける場合、貸与された資料は、業務完了時に原則として全て返却する。

④ 受託者は、本業務において知り得た内容を、県の許可なくして他の業務に使用又は公表しては

ならない。

- ⑤ 本仕様書に定めのない事項及び本業務遂行に当たって疑義が生じた場合は、県と受託者の協議により決定するものとする。
- ⑥ 中間報告において県が指示した事項については、その指示に従うものとする。
- ⑦ 成果品については公表することがある。